

藤沢市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
藤沢市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように定める。

2013年（平成25年）6月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市新型インフルエンザ等対策本部条例

（趣旨）

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、藤沢市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 藤沢市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 藤沢市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 藤沢市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、この市の職員のうちから、市長が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において単に「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を条例で定めることとされたことから、新たに本市の条例において定める必要による。